

令和5年第2回東浦町議会定例会議案（追加分）

令和5年6月5日提出

目 次

報告第5号	令和4年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について・・・	別添
報告第6号	令和4年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書の報告について・・・	別添
報告第7号	令和4年度東浦町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について・・・	別添
報告第8号	損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・・・・・・・	1

報告第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 23 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 5 年 2 月 17 日（金）午後 1 時 10 分頃、職員が町道養父森岡線を公用車で西から東へ走行していたところ、緒川駅西交差点東側の横断歩道に赤信号で進入してきた相手方の自転車と接触し、当該公用車のバンパー等及び相手方の自転車が破損した。

2 損害賠償の額

2,038 円

	東浦町	相手方
損 害 額	192,500 円	10,191 円
過 失 割 合	20%	80%
賠 償 額	2,038 円	154,000 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、2,038 円を支払うこととし、相手方は、町に対して、154,000 円を支払うこととする。